

福岡藩の浦方支配と浦水夫：長崎立浦水夫を中心に

梶嶋，政司
九州大学附属図書館付設記録資料館：助教

<https://doi.org/10.15017/1960021>

出版情報：九州文化史研究所紀要．60，pp.89-112，2017-03-31．九州大学附属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門
バージョン：
権利関係：

福岡藩の浦方支配と浦水夫

——長崎立浦水夫を中心に——

梶 嶋 政 司

はじめに

福岡藩領の沿岸と沿海の島々には約四〇の浦が点在し、惣浦の人口はおよそ一万九〇〇〇人ほどであった。浦々では漁業のほか海運業や商業など多様な産業が成り立っていた。海運については筑前五か浦廻船が、藩の年貢米の大坂廻漕を請け負い、幕府「御城米」や東北諸藩の「廻米」をおこなっていたことは、近世の海運史のなかでもよく知られている。⁽¹⁾

福岡藩の浦の支配については、近世の初期には船手頭が与つたとみられている。⁽²⁾寛永一九年（一六四二）五月に松平右衛門佐（三代黒田光之）舟手頭松本吉右衛門と同松本主殿助は、若松湊、芦屋川湊、地嶋湊、勝嶋、津屋崎湊、相嶋、志賀嶋湊、唐泊浦、姫島の各湊浦の船かかりの有無と舟数、潮の干満や風向き等について書き上げている。⁽³⁾この書き上げには湊の呼称が多く、浦は唐泊だけであるが、最後に「國中浦加子数九百六拾壱人」と、福岡藩領内の浦水夫数が九六一人であることが記されており、船手頭が領内湊浦の要衝についての情報とともに、浦水夫の数を把握していたことを確認することができる。船手頭は福岡藩の船手（船方）組織の最上位にあり、幕末期に

は、船手頭以下、船頭、御櫓、梶取、船付、加子にいたるまで惣勢八〇〇人ほどいた組織を支配していた。福岡藩の船手の由来は黒田如水の中津時代にさかのぼるとされる。近世期には荒戸と洲崎に基地を置き、藩の海事に従事した。⁽⁴⁾

慶安年間（一六四八―五四）には浦奉行が置かれたようであるが、職掌は詳らかでない。時代は下るが、宝暦期（一七五一―一六三）以降の浦奉行の支配範囲をみると、相嶋、大嶋、地嶋、地嶋、岩屋、玄界、姫嶋、小呂嶋に駐在した定番・遠見御足輕・燈籠番・急用丸御船付御加子代、波戸場の定番・番人、それに領内三八の浦々の大庄屋・庄屋となっている。⁽⁵⁾近世前期以降、浦奉行の浦方支配の一環として、領内の島々の遠見番所定番の支配が、船手頭から浦奉行へ移行したとみられる。

福岡藩の浦研究を開拓してきた高田茂廣氏によれば、「遠見番所の仕事としては、海上の見張りのほかに、流人の監視や志賀島・相島・地島・鐘崎などの灯籠堂（灯台）の維持管理があるが、これらの役割は、時代の推移とともに軍事的なものから民生的なものへと変化」したとみられる。⁽⁶⁾同氏はまた、「一七世紀後半に民生的な立場に立つ浦役所が置かれ、浦方の支配機構は一応の確立をみた」とも表現されている。⁽⁷⁾

先行研究を参照しつつ、福岡藩における浦奉行の成立についてみてきた。以上をふまえ、本稿では、浦奉行が設置された一七世紀後半以降の浦方支配の展開について、水夫役を主題に見ていくことを課題としたい。たとえば「水夫御役目八浦人第一之御奉公」⁽⁸⁾という、浦奉行口達文言を想起してみたとき、浦奉行による浦方支配にとって水夫役の問題が重要であったことが理解できよう。福岡藩の浦水夫の本務は長崎警備や参勤交代の船の漕ぎ手として勤務することであったと言われている。このほか沿海に外国船が漂流漂着した場合や朝鮮通信使来朝時の送迎など、専ら海上の役に動員された。⁽⁹⁾そこで、浦の水夫役のなかでも、とりわけ重視されていた長崎警備にかかわる水夫役（長崎立）⁽¹⁰⁾に注目する。浦々において、長崎立水夫役はどのようにに負担され、何が問題となっていたのであろうか、

具体的に検討しよう。

1、福岡藩の浦奉行支配

(1) 浦奉行の浦方支配の形成と浦水夫

慶安年間（一六四八―五四）から浦奉行による浦方支配がはじまったとする考えは、『浦役所定・同奉行法則』が慶安二年八月六日の「島々御番船ニ相詰申水夫御定之事」からはじまっていることを根拠としている。同史料は「以前より浦ニ^(衆)像ル法令之儀、宝暦十三年迄は、御家中法令之^(郡)内ニ混シ記シ有之、甚難見分故、右宝暦十三年迄之浦法令之儀ハ拔出し、悉く此再部分ニ^(衆)裁之」とあって、宝暦十三年（一七六三）以前の浦関係法令を抜き出して編纂されたものである。⁽¹⁾以下、本章では、本史料をもとに浦奉行の浦方支配の形成過程をみていこう。

慶安二年八月六日の「島々御番船ニ相詰申水夫御定之事」は、岩屋、大嶋、相嶋、玄界、姫嶋、芥屋の浦々の御番船に詰める浦水夫の兵糧米についての規定であるが、「自然之儀ニて御雇被成候水夫、一日老人ニ七升充、沢原孫右衛門・奥村七右衛門書出候分ニ可相渡候」とあり、不測の事態の「御雇」水夫については沢原孫右衛門等の請求により一日一人兵糧米七升宛を支給することになっている。沢原と奥村は、翌慶安三年七月二六日「浦々流寄物之事」のところで、「御浦奉行沢原孫右衛門・奥村七郎^(マ)右衛門」と記されており、彼らが浦奉行を勤めていたと判断できる。慶安年間には浦奉行が置かれて、浦方役所による浦方支配がはじまると考えられよう。

つぎに、浦奉行の支配領域について考えてみよう。万治元年（一六五八）年一〇月には、博多浦について、①「博多浦分四百軒、年々御役目勤申事不罷成、明家多ク成申候二付、福岡・博多、町中・浦分共ニ、打込ニ水夫御役目被仰付候事」、②「水夫一ヶ年二四百人相究候事」が定まった。中世貿易都市以来の伝統をもつ博多は、黒田氏の筑

前入部後、福岡城下町の形成にともなつて近世的な都市として發展をとげていくのであるが、①②によれば、近世都市博多に浦分があつたことがわかる。しかし、博多の浦分は明家が多く、水夫役を勤めることのできる人の数が減少していたため、城下町福岡と博多の町中と浦分に負担させて、博多浦の水夫役四〇〇人を勤めることにしている。

その後、寛文元年（一六六一）十一月には、③「博多浦水夫高百拾貳人之所ニ、増加子大分ニ出シ、めいわく仕候ニ付、先年御町奉行衆断被申上、本水夫・御雇加子とも都合四百人出シ、陸分ニ仕り、福岡・博多より右之水夫出候」、④「四百人之外ニ増加子年々ニ出シ、迷惑仕候通御町奉行衆被申上、寛文二年正月より一ケ年ニ五百五拾人水夫出シ申内、百貳人ハ本水夫、残ル分御雇加子之賃・兵糧米遣し候様ニと相究候、然上ハ郡々ニ増加子か、り候とも、町中ハ五百五拾人之外出シ申間敷」とある。③によれば、万治元年当時、博多浦の浦水夫高は一一二人であつたが、増加子を多く勤め迷惑していたため、町奉行の申し出により、福岡・博多全体で四百人の水夫役を負担することに決まつたことがわかる。しかし、④からは、四〇〇人の水夫役以外にも年々増加子を出す状況が続いていたことがうかがえ、このような状況に対して町奉行の申し出により、寛文二年には、福岡・博多の水夫高を五五〇人（本水夫一〇二人＋御雇加子⁽¹²⁾）とすることが決まつた。この取り決めには付帶事項があり「ケ様ニ町中用捨仕置候儀ハ、若御急用ニ付長崎等え御人数も被遣時、遠方より水夫不寄時、福岡・博多より水夫三千迄請合申候」と、長崎警備の緊急事態に際しては福岡・博多から優先的に三千人規模の水夫を出すことが求められていた。⁽¹³⁾博多浦の浦水夫負担の問題は町奉行の町方支配領域に属していると考えることができる。

浦奉行による浦方支配のなかで、浦水夫は度々問題となつてゐる。

宝永三年（一七〇六）八月には「浦々水夫請方、只今迄浦奉行支配仕来候得共、御断ニて差免候⁽¹⁴⁾」と、浦水夫の請方が浦奉行の支配から離された。そもそも、福岡藩の浦水夫の請方は「両大賀儀、御用ヲも相達たる者之儀ニ付（中略）先年水夫請方被仰付候処、其後浦奉行より申出候は、只今迄之通ニてハ甚浦人とも迷惑仕候間、右之水夫受

方浦奉行支配被仰付被下候ハ、浦々とも救」とあるように、博多の御用達商人両大賀家が引き受けていた。しかし、浦奉行は、従来の請方では浦人が疲弊するとして、謂わば浦方支配の観点から、自ら浦水夫の請方を引き受けることを申し出た。これまで浦水夫の請方を引き受けてきた両大賀家にとっては困る話ではあったが、「浦々痛之有之儀と其儘にて難差置」という論理が優先し、浦奉行支配が実現することになった。ところが浦方による浦水夫請方支配では「御徳用銀上ヶ候儀難成、浦人共勝手とも成不申候」という事情が生じ、浦奉行は請方に別役人を立てることを願うが、結局、両大賀家の支配に復するかたちで決着したのであった。⁽¹⁵⁾

(2) 浦方支配の展開と浦水夫問題

その後、寛延三年（一七五〇）八月には、花房傳左衛門と梶原十郎兵衛の両名が浦奉行の勤を免ぜられている。「浦々之儀、此已後郡方受持被仰付候」とあるように、これ以後は郡方が浦方支配を受け持つことになった。郡奉行神崎庄右衛門が浦方受持となり、各郡代がそれぞれ郡内の浦々の諸問題に対処することが命じられている。⁽¹⁶⁾ 浦奉行の罷免と郡方による浦方支配は、藩の人員削減策の一環ともみられている。⁽¹⁷⁾ このときにはじまった郡奉行の浦方支配は、宝暦一〇年（一七六〇）までの一〇年間づくことになる。

郡奉行による浦方支配の時期、浦水夫についても、いくつかの新たな取り組みがあった。ここでは「水夫錢」と「式合除米」について見てみよう。

まず「水夫錢」について。これは、宝暦八年に「近年漸々浦々相痛候二付、浦々御救之ため、右船二大小二応シ此已後水夫錢指出させ、浦中水夫錢足シニ可相加候」と、浦以外において家中や町・村の者が所持する船に「水夫錢」を賦課したものである。

福岡藩では浦の船には「御菜銀」とよばれる賦課があったが、これは「古来より御台所へ御菜銀、伝道舟一艘二

付銀十匁充、其浦々舟数相究居、七貫四百七拾目納来候⁽¹⁸⁾とあるように、藩の収入となるものであった。これにたいして「水夫銭」は、浦以外の者が所有する船に新たな賦課をおこなうことによって、浦水夫銭の足しに役立てようとする試みであった⁽¹⁹⁾。成果の如何は判断できないが、少なくとも浦水夫銭を補うことで浦の疲弊の緩和をねらった施策であったとみることができる。

つぎに「式合除米」については、宝暦九年八月に、「水夫仕組之式合除米、是迄水夫米奉行受持来候得とも、先達て古田与八浦方下役ニ被仰付、郡代格ニ被仰付候ニ付、郡方ニて郡切立同格ニ、此已後浦大庄屋預りニ申付、勘定等之義ハ与八委可承届候間、右之通被仰付被下候様与八より申出、浦大庄屋ともも同前ニ与八迄相願候趣、彼是申出候、水夫米奉行清水清右衛門^(宗方)よりも、与八方え相讓候様被仰付被下候様申出候、右ニ付詮義之上、右式合除米、此以後与八請持候て、浦大庄共預り^(宗方)ニ申付候様可仕候、水夫米奉行、右式合除米此後受払不仕義ニ候⁽²⁰⁾とある。少々長い引用となったが、これによれば、浦方下役に任命された古田与八が、これまで水夫米奉行（清水音右衛門）の受け持ちであった「式合除米」を、郡代格の立場に立って、自身の受け持ちとして、実際の管理を浦大庄屋にまかせるよう変更した。この施策は浦大庄屋と浦方下役の古田与八の要請からでたものであった。「水夫米奉行、右式合除米此後受払不仕義ニ候」とあるところから、本策の意図が、水夫米奉行浦（清水音右衛門）が行っていた「式合除米」の収支を浦大庄屋へ移行させるところにあったとみることができよう。ここにおいて浦大庄屋の役割が重視されている点が注目できる。

「水夫米奉行」については、寛延三年（一七五〇）郡奉行神崎庄右衛門の浦方受持が令達されたときに、「水夫米支配、御船方より才判可仕候事」として、船手頭松本九郎大夫にその管理が委ねられていた。しかし翌日には「御舟方より才判いたし候様最前被仰付候へ共、浦方ニ差支候儀有之候ニ付、此以後庄右衛門より才判可仕候」と、一旦は船手頭松本九郎大夫の与ることになっていた水夫米支配が、浦方に支障をきたすという理由から郡奉行の管

理とされ、清水音右衛門は郡奉行神崎庄右衛門の指図のもと「水夫米支配役」を勤めることになっていることがわかる。⁽²²⁾「水夫米支配役」と「水夫米奉行」という史料表現は同義とみなして差し支えなからう。

「水夫米奉行」をめぐる一連の動向から、浦方の水夫米の取り扱いが、船手頭（船手）の管掌から浦方支配を担っていた郡方（郡奉行）へ移ったこと、そして「式合除米」の運用については、浦大庄屋の管理とされていることがわかる。

その後、宝暦一〇年（一七六〇）九月には、古田与八が浦奉行を命じられ、浦方の浦奉行支配が復活した。これにともない、清水音右衛門は水夫米奉行を罷免され、水夫米支配は浦奉行の管掌とされている。⁽²³⁾

2、浦庄屋と浦水夫

前章では、浦方支配を水夫役を主題に検討してきた。本章では、各浦における水夫役問題について見ていこう。

（1）浦における本水夫と雇水夫

福岡藩の浦では「浦々水夫役、前々より其浦人人数高相究居、役目相勤候」⁽²⁴⁾とあるように、浦水夫高が固定されていた。古くは寛永一九年（一六四二）の船手頭が把握していた九六一人という惣郡の浦水夫高が知られる。⁽²⁵⁾近世後期の藩勘定所の記録写に「本水夫高九百六拾式人、元禄八年八月二相定居候」⁽²⁶⁾とあるところから、福岡藩では寛永期の浦水夫高を根拠にして元禄期に確定していることがわかる。⁽²⁷⁾ところが、「連々浦々及困窮候二付、追々御用捨有之、今程惣高六百拾人相成候」と、浦の困窮が進展するにともない、浦水夫の免除がおこなわれ、その結果、惣浦の水夫高は六一〇人に削減していった。本水夫は一年間に六一〇人分までであれば、何度でも使える訳であるが、

年間六一〇人では不足する場合が多かった。

享保一七年（一七三二）一二月に家老から町奉行へ渡された触書によれば、「本水夫不足之節、御雇水夫、町・郡・浦より被召仕候」とあり、本水夫が不足した場合、それを補うために「御雇水夫」を、浦はもとより町や郡から出すことが認められた。「御雇水夫」には一人につき一日三升五合（賃米二升五合＋糧米一升）の賃糧米が支給された。⁽²⁸⁾

寛保元年（一七四一）六月には、「浦々水夫役、前々より其浦之人數高相究居、役目相勤候、其上ニ水夫銀も切立相納候、浦々より痛候へハ願ニ因て人高之内役目御免ニ候へとも、水夫銀ハ減不申、其上以前在付候浦、只今痛、人高減候も有之、以前痛て唯今有付候浦も有之、甚甲乙有之候ニ付、当年より水夫役目面役ニて可相勤候事」とあつて、従来、浦では決まった人高の浦水夫を勤め、その上「水夫銀」も徴収してきたこと、浦水夫は疲弊した浦からの願い出によって免除されることもあったが、「水夫銀」の徴収は減らされることがなかったことを説明したうえで、かつて成り立っていた浦が今は疲弊し人高が減少している場合もあれば、以前疲弊していた浦が今は立ち直っているケースもあつて、浦の実情は判断しがたいとの理由から、今後、浦水夫は「面役」つまり、浦の現水夫が勤めることに改正された。⁽²⁹⁾「面役」とは「宗旨御改之人高ニて水夫相勤候様被仰付候」⁽³⁰⁾とのことであり、宗旨帳面前の一五歳から六〇歳までの男子が「面役」をつとめることが原則であつた。論理的には、浦水夫を「面役」にすれば「水夫不足無之候ニ付、向後雇水夫相止候、依之惣浦水夫銀拾三貫五百式拾目御免候事」⁽³¹⁾と、浦水夫不足が解消され、ついでには雇水夫を廃止し、水夫銀（雇水夫の元資と考えておく）の免除が実現するはずであつた。⁽³²⁾

それでは、「面役」導入後、雇水夫はなくなつたのであろうか。明和元年（一七六四）八月には「右人数出切ニ相成候節は、雇水夫左之通被下旨（中略）御当職より浦方え御書付被相渡候」と、水夫の勤が六一〇人では足りない場合に、雇水夫を出すことが下達されている。この時の規定では「御参勤」「朝鮮人（朝鮮通信使）」「巡見上使」の

雇水夫の賃米は一人につき一日一升五合の賃米と糧米一升が日数分、「大坂立」の場合は、三〇日を一区切りとして水夫一人に賃米一俵を支給し、三〇日を越えた場合は日割り計算で賃米を支給することになっている。「長崎立」については、一五日を一区切りに賃米一と六升五合が支給され、一五日を越えた場合は日割りで賃米が支給される。糧米「大坂立」「長崎立」とともに一日一升であった。⁽³³⁾

それでは浦々では実際にどのようにして浦水夫を確保して、対応していたのであろうか、その実態について検討してみよう。

(2) 文政八年箱崎浦の水夫役

箱崎浦大庄屋を勤めた明石家には、文政八年（一八二五）箱崎浦の水夫賃錢と諸切立の台帳が残っている。⁽³⁴⁾この帳面には、箱崎浦で一年間に支払われた経費（水夫賃錢だけでなく浦庄屋給をはじめとする浦入用）についての費目と錢額が、一月から二月まで月ごとに記入され、一年間の経費が集計された後に、箱崎浦の浦人へ割り付けた切立錢の額が記されている。末尾で収支の勘定がなされたうえ、翌文政九年正月に箱崎浦庄屋次六と組頭貞次・喜平らの連名で浦大庄屋宇左衛門（明石家）へ提出された。明石家文書には、箱崎浦のほか地嶋浦と江口浦から提出された同類の台帳も存在し、何れも同じ様式となっており、文政九年正月に浦大庄屋へ提出されたものである。これをみると各浦の年間の水夫役の出方がわかる。

文政八年に箱崎浦から出された水夫役は、大坂立と長崎立が多い。列記すると次のようになる。

凡例 立く帰月日／期間／水夫／目的／支払い名目・錢額（六〇文錢）／記事

〔大坂立〕

①二月一六日く四月一八日／六二日／吉次／御下国迎のため大坂立／賃錢一二五匁・増賃錢二五匁・居越賃錢二四

匁／「一立五十日引、残日数十二日居越賃錢一日式匁充」

②四月二六日／久七・儀助／黒田源左衛門（家老三奈木黒田）大坂立／賃錢二五〇目（一人につき一二五匁・増賃錢二〇目（一人につき一〇匁）／

③七月朔日／一月一二日／一三〇日／喜七・清吉／浦上四郎大夫（中老）大坂立／賃錢三〇〇目（一人につき一五〇目）・四二八匁（一人につき二二四匁）／一月一二日記事「日数百三十日充賃錢、一日壹人二付式匁八分充、此錢三百六拾四匁充之内、百五拾目ハ仕出渡引残り二百拾四匁充」

④八月二七日／一〇月二二日／五四日／久七／時枝四平（馬廻組）大坂立／賃錢一二五匁・増賃錢二五匁・八匁／「日数五十四日之内一立五十日引残り日数四日居越賃錢一日式匁充」

⑤一〇月一八日／與吉／竹中與右衛門（大組）大坂立／賃錢二三七匁五分投渡／

⑥八月二三日／儀助／太宰府延寿王院様大坂立／賃錢一二五匁・増賃錢二五匁／

⑦一月二八日／四月二七日／七九日／儀助／御支配勘定御普請役迎のため大坂立／賃錢一二五匁・増賃錢二〇目・居越賃錢五八匁／「一立五十日引残り日数廿九日分居越賃錢、一日式匁充」

⑧七月四日／九月一八日／七四日／甚平・小市・卯七・直市・善作・藤作・儀助／長崎御奉行様并御支配勘定御普請役様御迎大坂立／賃錢八七五匁（一人につき一二五匁）・増賃錢一七五匁（一人につき二五匁）・居越賃錢一二〇目／「一立五十日引残り日数廿四日充居越賃錢、一日壹人二付式匁五分充増共二」

⑨九月二二日／十一月一四日／五二日／甚平／長崎御奉行様御荷物積大坂立／賃錢一二五匁・増賃錢二〇目・居越賃錢四匁／「一立五十日引残り日数二日分居越賃錢一日式匁充」

〔長崎立〕

- ⑩三月一日～四月七日／一日／／長崎忝番々立水夫才判頭取／賄代諸遣共四五匁投渡／
- ⑪三月一日～一月二八日／二四六日／次吉・源八／長崎忝番々加番御荷船艀船乗り／仕出錢四〇〇目（一人につき二〇〇目）・賃錢六二二匁（一人につき三〇六匁）／「賃錢一日忝人二付百六拾文充、此錢六百五拾六匁充之内三百五拾目仕出錢并跡家内渡引残り分、忝人二付三百六匁充」
- ⑫三月二七日～二月晦日／二七〇／直吉／長崎忝番々詰通／仕出錢三〇〇目・賃錢二七〇目／「賃錢一日百六拾文充、此錢七百貳拾目之内四百五拾目仕出錢并跡家内渡共引残り分」
- ⑬三月二七日～一月二八日／二三六日／与平・源次郎／長崎立加番御船乗／仕出錢四〇〇目（一人につき二〇〇目）・賃錢五五八匁六分六厘（一人につき二七九匁三分三厘）／「賃錢右同斷（一日一人につき二六〇文充）、此錢六百貳拾九匁三分三厘充之内三百五拾目ハ仕出錢并跡家内渡引殘忝人二付貳百七拾九匁三分三厘充」
- ⑭三月二七日～／甚平・七五郎・仁平・喜六／長崎詰加番／仕出錢四二〇目投渡（二人につき一〇五匁）／
- ⑮四月二日～／仁右衛門・藤市・善六／長崎一番々衆送り立／賃錢二二五匁（一人につき七五匁）・増賃錢一五匁（二人につき五匁）／
- ⑯四月六日～／正次郎・與吉／長崎御越座立／賃錢二二〇目投渡（一人につき二一〇匁）／
- ⑰六月七日～／伊平／長崎■立／賃錢八〇目投渡／
- ⑱六月二七日～／伊平／長崎忝番々先御荷物積御荷船乗／賃錢七五匁・増賃錢二〇目／
- ⑲七月六日～／甚助・文作／出長崎忝番々百日詰御船乗廻／賃錢一五〇目（一人につき七五匁）・増賃錢三〇目（二人につき一五匁）
- ⑳七月九日～／仁右衛門・正平・長作・喜作・善六・喜七／長崎忝番々之押戻水夫／賃錢四五〇目（一人につき

七五匁）・増賃銭九〇目（一人につき一五匁）／「四拾目（中略）右立之才判頭取福岡滞留中賄代諸遣共二投渡り」

②七月二八日／吉次／長崎え御名代として御家老立／賃銭一〇〇目投渡／

②八月二九日／伊平／阿蘭陀船帆影為見隠播磨様長崎立／賃銭一一五匁投渡／

②③九月朔日／善作／長崎御越座立／賃銭一〇〇目投渡／

②④九月三日／十一月二八日／八五日／吉次／長崎加番引御乗／賃銭七五匁・増賃銭一五匁・賃銭一四三匁七分五厘／「賃銭一日百六拾五文充、此銭貳百三拾三匁七分五厘之内九拾目仕出渡引残分」

②⑤九月二九日／十一月二日／三三日／仁右衛門／長崎三番々先御荷物積御荷船乗／賃銭七五匁・増賃銭二〇匁・居越賃銭六匁／「一立三十日引残日数三分居越賃銭一日貳匁充」

②⑥一〇月一日／伊平・惣次・次七・善六・卯平／長崎三番々送り立／賃銭三七五匁（一人につき七五匁）・増賃銭二五匁（一人につき五匁）／「貳拾目（中略）右水夫才判頭取福岡滞留仲賄代諸遣共投渡」

右の①から⑨までが箱崎浦が負担した大坂立の水夫役である。①は一〇代藩主黒田斉清帰国に際しての迎船の水夫役である。二月一六日から四月一四日まで六二日間の大坂立を吉次が勤め、賃銭・増賃銭・居越賃銭をあわせて合計一七四匁を得ている。⁽³⁵⁾居越とは、大坂立の水夫役の場合、五〇日を一立として二五匁の賃銭が支払われることになっていたが、実際の従事日数が五〇日を上回ると、日割り（一日六〇文銭二匁）計算で越えた日数分の賃銭が、帰着後に支払われることになっているものである（五十日引、残日数十二日居越賃銭一日貳匁充）。このほか大坂立は、福岡藩士の大坂送迎（②）（⑤）と、長崎奉行やその他の幕臣の送迎（⑦）（⑨）があった。⑥は太宰府天満宮社家の延寿王院である。

⑧と⑨の両方に、甚平という水夫の名前を見つけることができる。彼は七月四日から九月一八日まで「長崎御奉行様并御支配勘定御普請役様御迎」のため大坂に行き⑧、帰ってくると間もなく九月二二日から十一月一四日まで今度は「長崎御奉行様御荷物積」のため再び大坂へ向かっている⑨。水夫のなかには、このように立て続けに水夫役を勤める者がいた。彼が箱崎浦の浦人であればどのような身代なのか、あるいは他からの雇水夫であったのかについては残念ながらわからないが、すくなくとも、甚平のように年間を通じて水夫役を勤め、賃銭を得て生活している者がいること、換言すれば、そのような人物の存在によって浦の水夫役が担われているということが想定できる。

つぎに⑩から②⑥の長崎立をみてみよう。この年（文政八年）福岡藩は長崎警備の当番年にあたり、そのため長崎立水夫役が多い。藩主斉清は帰国（①参照）すると間もなく四月二五日には陸路で長崎に向けて出発しているが、これより先四月二〇日に福岡藩は、長崎御番所（西泊・戸町）を佐賀藩から受け取った。⁽³⁷⁾箱崎浦の水夫の動向を見てみると、藩主斉清の長崎行にあわせて、四月六日から、正次郎と與吉の二名が長崎御越座立を勤めている⑩。福岡藩では一年間の長崎警備を壱番々から四番々までの四交代で勤めた。文政八年の箱崎浦では壱番々⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿、貳番々⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿、三番々㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿に水夫役が出ている。⑫をみてみよう。直吉は壱番々詰通として、三月二七日から一二月晦日までの二七〇日間、まさに詰め通しで勤めている。賃銭が支給されていることは大坂立の水夫役と同様であるが、直吉の場合は、賃銭二七〇匁のほかに仕出銭三〇〇目（匁）が渡されている。⑭では、甚平・七五郎・仁平・喜六の四名が三月二七日から長崎詰加番を勤め、こちらも一人につき一〇五匁の仕出銭を渡されている。直吉（壱番々詰通）や、次吉・源八（長崎壱番々加番御荷船艀船乗り、⑪）、与平・源次郎（長崎立加番御船乗、⑬）に対しては、このほか「跡家内渡」という手当があった。水夫役で長崎滞在中、留守の家内へ支給されたものと考えられようか。いずれにせよ、長崎立の場合、賃銭以外の手当が渡されている。

長崎警備における浦水夫の詰通と加番については、明和元年（一七六四）三月と翌明和二年一二月の浦奉行への仰渡に、「長崎御番所詰通水夫之内三拾三人、加番詰水夫之内三拾七人、都合七拾人、浦水夫詰方差免、手加子者差越可申候」（明和元年）、「此已後長崎詰足代船、浦中として受持可指出候、依之只今迄同所詰通水夫四拾六人之内拾人減、三拾六人詰ニ申付」（明和二年）とあって、「長崎御番所」（戸町・西泊）に詰めることになっていた。明和期にはその人数が削減されている。明和二年の時点で長崎御番所への詰通浦水夫は三六名となっており、文政八年には、そのうち一名を箱崎浦から出していたことになろうか。

つぎに、かかる浦水夫の経費はいかに拠出されていたのであろうか。台帳には一年間の箱崎浦入用が集計された後に、浦人へ割り付けた切立銭の額が記されている。それによると、文政八年の箱崎浦の入用総額は六〇文銭一四貫四三八匁九分三厘である。このうち、長崎詰通と長崎詰加番に支給されていた出仕銭や「於（長崎）同所月々御渡被下候分」、仕廻銭⁽³⁹⁾については、浦人への割り付け額がら除外されている。残額一三貫一六一匁二分一厘は「勤歩四拾貳人七歩五厘」で割られ、三〇七匁八分六厘…となるところ、端数を切り上げ三〇八匁を勤歩一人分としてゐる。この勤歩一人三〇八匁を箱崎浦の軒数八七軒に割り付けけるのだが、ここではその割り付け方に注目したい。例を示そう。⁽⁴⁰⁾

(A)

組頭取

八右衛門

勤歩八歩半

一銭貳百六拾壹匁八分八

軒別切立

一同拾貳匁ハ

メ錢貳百七拾三匁八分ハ

取立済

(B)

吉五郎

勤歩貳歩半

一錢七拾七匁ハ

軒別切立

一同六匁ハ

メ錢八拾三匁ハ

取立済

(A)は組頭取八右衛門への割り付けである。彼の場合勤分は八歩半である。勤歩一人分が錢三〇八匁なので、八歩半は錢二六一匁八分となる。これにたいして(B)の吉五郎をみると、彼の勤歩は二歩半の錢七八匁となる。つまり、勤歩の割り方には、おそらくは浦内の身代に応じた加減があったと考えられる。さらに軒別切立については、八右衛門が錢一二匁にたいして吉五郎は六匁と半額である。

箱崎浦では浦の一年間の入用として氏神祭祀費や初穂錢、その他祈祷料などにも費用がかかっていたが、これらは浦水夫の経費などとは別に臨時入目錢として計上されている。これは軒別切立として浦人へ割り付けられた。八七軒のうち一二軒は「不如意者救引」として切立が免除され、残る七五軒にたいして身代の良し悪しによって上・中・下に分け、上の家からは錢一二匁を、中の家からは錢八匁八分、下の家からは六匁を切り立てた。八右衛門は

上に属し、吉五郎は下の家であつた。

本節では、文政八年箱崎浦の水夫役についてみてきた。箱崎浦では大坂立や長崎立の水夫役を勤めた。水夫を勤める者は賃銭が支給される。長崎立の詰通は長期におよんだが、賃銭のほかに仕出銭や「跡家内渡」の手当があつた。一人で立て続けに勤める水夫も見受けられたが、浦の水夫役がそのような存在によつてささえられていた側面もあると思われる。水夫役の賃銭は一年間の浦入用のなかに計上され、切立として浦人に割り付けられた。その際、箱崎浦の勤歩四二人七分五厘で割つた銭額は、浦人の身代に应じて割り振られた。臨時入目の軒別切立についても同様の配慮がなされている。

専ら、浦内での水夫役の勤め方について見てきたため、浦方全体での水夫役の算用については触れることが出来なかつた。これについては別途検討が必要と思われるが今後の課題となる。⁽⁴⁾

3、長崎詰方庄屋の長崎詰水夫支配

前章では、箱崎浦を事例に、長崎立水夫役の検討をおこなつた。長崎立水夫役のうちでも、詰通浦水夫は長崎滞在が長期に及んでいたことがわかつた。長期にわたる長崎詰通水夫は、任地でどのような生活をしていたのであろうか。本章では長崎における浦水夫について見ていこう。

表1は、文化一四年（一八一七）から文政一二年（一八二九）までの期間における、福岡藩の長崎警備当番年の浦水夫頭取および長崎詰方庄屋の一覧である。この表からは、浦水夫の長崎詰に際して、福岡藩の浦庄屋が長崎詰方をしていただことがわかる。一番々から四番々まで、交代で詰めている。文政一〇年には、水夫頭取の詰め切りが廃止される一方で、長崎詰方庄屋の人員が増えている。また、文政六年の三番々に長崎詰をしていた津屋崎浦庄屋

伊右衛門は、庄屋を退任した後の文政一〇年にふたたび長崎詰方を受け持っている。文政一二年の二番々と三番々に詰めた姪浜浦初次も、このときすでに浦庄屋を退任していた人物である。

彼らは、どこに詰めていたのであろうか。次の史料は文政四年（一八二一）十一月に、長崎西泊郷の弥市から福岡藩浦大庄屋の三名へ出された証文である。⁽⁴²⁾

証拠之事

一屋鋪 長拾三間、幅七間

庄屋衆詰所

家壺軒 長五間幅式間三方外表通り小板葺庇間内立具・

畳敷詰、湯殿・雪隠別段二相添

水夫糧米入

倉壺軒 長四間幅式間半

欠略瓦葺

右之通此段当地浜手え御取建二相成、私家番二被召置候旨被仰付難有奉存候、当巳年より寅年迄十ヶ年之間、繕普請等出来仕候節ハ志賀和一郎殿より御仕渡被成、非常之儀有之建替又ハ惣葺替等ハ御浦方御出財二相成候段奉承知候、十ヶ年過候後ハ小雜作等ハ

福岡藩の浦方支配と浦水夫

表 1 長崎詰水夫頭取・庄屋

	詰切水夫頭取	一番々	二番々	三番々	四番々
文化14年	奈多浦勘右衛門	玄界嶋庄屋次三郎	志賀嶋浦庄屋源四郎	芦屋浦庄屋和一郎	久家浦庄屋善五郎
文政2年	岩屋浦新吉	唐泊浦庄屋善右衛門	船越浦庄屋利右衛門	新町浦庄屋与次平	新宮浦庄屋九右衛門
文政4年	津屋崎浦源右衛門	玄界嶋庄屋次三郎	岐志浦庄屋源次郎	藍嶋浦庄屋兵次郎	姫嶋浦庄屋作右衛門
文政6年	新町浦利右衛門	新町浦庄屋与次平	野北浦庄屋与三郎	津屋崎浦庄屋伊右衛門	岐志浦庄屋源次郎
文政8年	藍嶋浦清三	野北浦庄屋与三郎	脇浦庄屋平四郎 福岡浦庄屋八郎次	岐志浦庄屋源次郎	
文政10年	廃止	久家浦善五郎 玄界嶋治三郎	久家浦善五郎 津屋崎浦伊右衛門	久家浦善五郎 玄界浦治三郎	久家浦善五郎 津屋崎浦伊右衛門
文政12年		久家浦善五郎 玄界嶋治三郎	久家浦善五郎 姪浜浦初次	久家浦善五郎 姪浜浦初次	

（典拠）明石文書67「御番年詰方庄屋・水夫頭取名許控」

福岡藩の浦方支配と浦水夫

私より仕調可申候、是迄庄屋衆御越之節、兄良吉方御宿ニ御座候処、甚狭家ニて御用弁悪敷、依之此節詰所御取立ニ相成候儀ニ付、此以後私家内多人数ニ相成候敷、又ハ商売筋ニて間内手狭相成候は、家建繼仕、御詰方中聊御指支無御座様仕、自分建繼候通ハ繕建替共一切手元より相仕廻候儀勿論ニ御座候、御番年ハ御役場之儀ニ付、庄屋衆御出前畳等破損仕候ハ、是又私より仕調可申候、至後年違変等御座候節ハ、此書物ヲ以御沙汰可被成候、為其兄良吉加判并御役人御奥書申請指出申候、為後証仍て一札如件

文政四年巳十一月

長崎西泊

弥市

請人浦宿

良吉

筑州御浦大庄屋

金内新左衛門殿

秋枝勘介殿

高武善五郎殿

これによれば、西泊郷の浜手に長崎詰方庄屋の詰所として家一軒と、水夫糧米を保管する蔵一軒を建てることである。屋敷の大きさは長五間に幅二間とあり、小板葺き、畳敷きに、湯殿と雪隠も用意されている。倉は長四間に幅二間半とある。西泊は長崎警備の御番所が所在する場所である。本文傍線部によれば、これまで長崎詰方庄屋は、弥市の兄良吉の家を宿としていたが、手狭なため新たに詰所を建てるのが計画されているのである。

家番は弥市がおこなうことになっている。

証文授受の翌月、稲佐郷庄屋志賀和一郎から福岡藩の浦大庄屋三名のもとへ書翰が到来した。その書翰の一節に「糧米賃錢等置場至て手狭ニて土蔵之内一向ニ甘キ無之⁽⁴³⁾」とあり、倉には長崎詰浦水夫の糧米や賃錢を置くことになっていることが推察できる。長崎市中には福岡藩の蔵屋敷があり、近郊の水浦には福岡藩の船溜施設があつたことが知られているが、長崎詰の浦水夫については、糧米や賃錢は長崎詰方庄屋が自前で管理していることがわかる。

浦大庄屋三名が浦役所へ提出した口上書によれば、詰所建設にあたつては「地代銀并建方共ニ入用銀三貫五百目之内、材木縄竹人夫賃、同人（志賀和一郎）より寸志ニ仕候ニ付、五百目相減候由ニ御座候」であるとか、「和一郎名前ニて御国御用地ニ差上候旨、長崎御代官所表え同人願立、御年貢諸公役等同人より相勤可申、右場所指上置永年御浦方御用地ニ相違無御座旨和一郎書状ニ申越候」とあつて、建設費や地所取得について、志賀との間で協議がすすんでいることがうかがえる。こうして無事に落成したようである。前章で検討した文政八年箱崎浦の切立台帳には「長崎詰水夫才判庄屋詰所并水夫糧米蔵新ニ仕調目錢、半分通惣浦中拝借年賦」とあり、建設費の半分は惣浦の拝借銀によつて賄われたことが判明する。

このように、長崎詰方庄屋による長崎詰浦水夫支配の環境は整備されたが、しかしながら長崎詰浦水夫の生活について管理の徹底は難しかったようである。「長崎詰方庄屋并水夫中為心得壁書相渡候⁽⁴⁴⁾写」には、「唐物不正之品取扱申間敷旨連々申付置候」、あるいは「賭之勝負不相携様連々申渡置候」など、風紀取り締まりに関する規制が明記されているが、これは長崎詰浦水夫の間においても、そのような不正や風紀紊乱の行為が起ることがあり得たこととの証左とみるべきだろう。これらの問題についてはいずれ別稿を期したい。

おわりに

福岡藩の浦方支配については、近世初期には船手頭が与っていたと考えられている。その後、慶安年間（一六四八―一五四）には浦奉行が設置されたとみられ、浦奉行の浦方支配が確立していく。浦方支配進展していくなかで、水夫役は浦人の成立ともかわる基本的な問題であったといえる。浦々では雇水夫が定着する。浦方支配における水夫問題は、雇水夫の増加という、現状を追認する形で政策展開するようにみられる。

文政八年の箱崎浦では大坂立や長崎立の水夫役が多かった。長崎警備当番年の長期におよぶ長崎詰通の場合、賃金のほかに出仕銭や「跡家内渡」の手当があった。水夫役賃金は浦入用の主要費目として、浦から切り立てられた。勤歩で割った銭額は浦人の身代に応じて賦課された。浦における水夫役負担の工夫がみられる。

こうして福岡藩の浦々から長崎詰した浦水夫を任地で支配したのは、浦庄屋から出された長崎詰方庄屋であった。西泊に詰所が建設され、倉には浦水夫の糧米や賃金が保管された。つまり地理的に遠くはなれた長崎詰水夫であったが、その支配は福岡藩浦方の領域に属するものと理解することが出来る。

浦方支配の末端である浦々の浦庄屋レベルで水夫役負担の実態や、長崎詰水夫役のありかたをさらに追求していくことで、先行研究で指摘された「民生的」な「浦奉行」という考え方は、さらに敷衍させていくことが出来るのではないかと考える。

註

- (1) 高田茂廣『近世海軍史の研究』文献出版、一九九三年。
- (2) 「近世前期の浦と海運」（高田茂廣執筆）『福岡県史 通史編 福岡藩（二）』（福岡県、一九九八年）八四三頁。

- (3) 松本家文書一「筑前国海上船通湊々書上申事」、福岡市博物館蔵。福岡市史編さん室収集資料を利用した。
- (4) 伊東尾四郎「福岡藩の船手」『筑紫史談』第四拾五集、筑紫史談会、一九二八年。
- (5) 三奈木黒田家文書五一九「郡方覚」、九州大学記録資料館九州文化史資料部門蔵。
- (6) 「近世前期の浦と海運」(高田茂廣執筆)『福岡県史 通史編 福岡藩(二)』(福岡県、一九九八年) 八四三頁。
- (7) 「浦の社会」(高田茂廣執筆)『福岡県史 通史編 福岡藩(二)』(福岡県、二〇〇二年) 六八三頁。
- (8) 「未九月廻浦口達控」『福岡県史 近世史料編 福岡藩 浦方(二)』(福岡県、一九九八年) 五二〇頁。
- (9) そのため「惣て浦役は海上船役・水夫役計にて、陸役は不申付候間、浦人ハ商人迄も櫓手取候儀肝悪(要力)ニ候事」(浦人教示條目帳)『福岡県史 近世史料編 福岡藩 浦方(二)』(四一五頁)と、郡方に賦課される陸上の役は浦には課されないことになっていた。
- (10) 天明八年(二七八八)に家老から浦へ示された「浦人教示條目帳」(前掲註参照)には「長崎御番之儀は、御代々重キ御役場にて、御家中迄も規模と致儀ニ候、御国恩を蒙候四民之中ニも浦人ハ、御船御用相勤候儀專要御国役之事ニ候」と謳われている。
- (11) 「明和元年より以後浦之法令は、御家中法令之部之内を除、別ニ浦法令部を立、惣部分之内ニ加有之候ニ付、甚観るニ便利なり、仍て明和元年已後之「浦」法令ハ、此再部分けニ不記之(中略)但シ、右之通ニ候へとも、明和元年已後不差立浦法令類之儀有之、惣部分浦法令之部ニ記かたきものハ、此再部分ケ之内ニ裁(載力)るもあり」とする編集方針であつた(『福岡県史 近世史料編 福岡藩 浦方(二)』(二〇九頁)。これによれば明和元年(一七六四)以降については「惣部分浦法令之部」に浦関係の法令が別立てされて、とても見やすくなったため、「浦役所定・同奉行法則」には一部を除き、原則収録しなかったことがわかる。
- (12) 引用③「博多浦水夫高百拾貳人」の記述をふまえれば、本水夫一〇二人とあるのは、一一二人の誤記である可能性を考えているが、他に判断材料となる史料がないため本稿では指摘するにとどめ判断は保留しておきたい。
- (13) 「浦役所定・同奉行法則」『福岡県史 近世史料編 福岡藩 浦方(二)』二四頁。
- (14) 「浦役所定・同奉行法則」『福岡県史 近世史料編 福岡藩 浦方(二)』三七頁。
- (15) 「浦役所定・同奉行法則」『福岡県史 近世史料編 福岡藩 浦方(二)』三八頁。

- (16) 各郡代は、領域の浦々の人柄支配、火災調査、喧嘩口論の裁定、難船の対処を管掌した。(『浦役所定・同奉行法則』福岡県史 近世史料編 福岡藩 浦方(二) 一六四・六五頁)
- (17) 『浦の社会』(高田茂廣執筆)『福岡県史 通史編 福岡藩(二)』(福岡県、二〇〇二年) 六八三頁。
- (18) 『浦役所定・同奉行法則』『福岡県史 近世史料編 福岡藩 浦方(二)』一四八頁。
- (19) 『浦役所定・同奉行法則』『福岡県史 近世史料編 福岡藩 浦方(二)』一七五頁。
- (20) 『浦役所定・同奉行法則』『福岡県史 近世史料編 福岡藩 浦方(二)』一八〇頁。
- (21) 浦奉行の浦方支配が確立したのち、おそらくも享保期(一七一六―一七三五)には触口が置かれていた。そして、触口の役名が浦大庄屋と呼称されるのは宝暦期である。時期によつて二名から五名の浦大庄屋が惣浦の庶務を管掌した。浦々には浦庄屋が置かれた(『浦の社会』(高田茂廣執筆)『福岡県史 通史編 福岡藩(二)』六八五・六八六頁)。
- (22) 『浦役所定・同奉行法則』『福岡県史 近世史料編 福岡藩 浦方(二)』一六五頁。
- (23) 『浦役所定・同奉行法則』『福岡県史 近世史料編 福岡藩 浦方(二)』一八三頁。
- (24) 『浦役所定・同奉行法則』『福岡県史 近世史料編 福岡藩 浦方(二)』一四八頁。
- (25) 本稿「はじめに」を参照。
- (26) 『御勘定所御定目写』『福岡県史 近世史料編 福岡藩 浦方(二)』四〇一頁。
- (27) なお「水夫本高八百式拾式人 惣浦古高」とする記録もある(『浦中水夫役勤方覚書』『福岡県史 近世史料編 福岡藩 浦方(二)』五四一頁)。
- (28) 『浦役所定・同奉行法則』『福岡県史 近世史料編 福岡藩 浦方(二)』七九・八〇頁。なお「御雇水夫」の勤が藩内の場合には二升七合五勺(賃米一升七合五勺+糧米一升)と支給額が少ない。
- (29) なお、寛保元年の浦水夫への「面役」導入については、町奉行支配の町方でも同様の施策が実施されたことが明らかにされており(『町方支配の再編と自治の展開』(又野誠執筆)『福岡県史 通史編 福岡藩(二)』三五七頁)、さらに郡奉行支配の郡方では元文三年(一七三二)に夫役の賦課基準が「高役」から「面役」へ変更されたことが指摘されている(『貢租と諸負担』(秀村選三執筆)『福岡県史 通史編 福岡藩(二)』六二一―六二六)。
- (30) 『浦中水夫役勤方覚書』『福岡県史 近世史料編 福岡藩 浦方(二)』五四三頁。

(31) 『浦役所定・同奉行法則』『福岡県史 近世史料編 福岡藩 浦方(二)』一四八頁。

(32) その後も、「御割付之目安無御座候ニ付、其春迄勤上候水夫現高二順シ惣出入高六百拾人と相極(中略)浦目安と相極申候」と、六一〇人は浦水夫の目安高とされた(『浦中水夫役勤方覚書』『福岡県史 近世史料編 福岡藩 浦方(二)』五四三頁)。

(33) 『御勘定所御定目写』『福岡県史 近世史料編 福岡藩 浦方(二)』四〇一頁。

(34) 明石文書七一「西歳中水夫賃錢并諸切立根帳」(福岡県立図書館蔵)。

(35) 錢を匁と表記しているのは、福岡藩では錢匁勘定(六〇文錢、六〇文を一匁と表記)が用いられていたためである。六〇文錢一七四匁は、一〇貫四四〇文となる。

(36) 寛永一八年(一六四一)にはじまる福岡藩の長崎警備は、徳川幕府から課された軍役として佐賀藩との一年交替で幕末まで続けられる。貿易港長崎の湾口に位置する西泊と戸町に番所が置かれていた。

(37) 三奈木黒田家文書一四五四―一「御用頭付(文政八年正月―五月)」九州大学記録資料館九州文化史資料部門蔵。

(38) 『浦役所定・同奉行法則』『福岡県史 近世史料編 福岡藩 浦方(二)』二一〇・二二三頁。

(39) 明石文書六三「長崎詰通水夫仕廻錢仕送り取立帳」によれば、文政三年(一八二〇)三月に、箱崎浦庄屋の宇左衛門が、惣浦分の「仕廻錢」を長崎詰方新宮浦庄屋九右衛門に送っていることが確認できる。

(40) 明石文書七一「西歳中水夫賃錢并諸切立根帳」

(41) 浦方における水夫役の割り付けは「水夫拼算用」という。「浦大庄屋勤方心得之事(安永元年)」(『福岡県史 近世史料編 福岡藩 浦方(二)』三六四頁)に、「水夫拼シ算用、年々於福岡ニ帳面仕立可申候、此儀大庄屋第一之勤ニ候、郡方之免極同前之事故、東西之庄屋壱人充手伝ニ相加ヘ可申候、尤一浦切之歩立帳ハ、春秋ニ仕替申浦も可有之、又は一ケ年ニ春一度充仕替申浦も可有之候、其趣ハ浦々之望ニ致させ、兎角甲乙無之様、一浦切水夫歩立帳割替之儀ハ大庄屋承可居申候、其趣は、割替と申は其者身上ニ拘り高下致候儀故、大庄屋得と調吞込居申、翌春福岡にて水夫拼シ算用致候節之大胸致ヘキ儀ニ候」とある。これによれば、まず各浦で浦人に水夫役を割り、「水夫歩立帳」を作成する。浦によつては春に作成するところもあれば、春秋二度にわたる場合もあった。「割替と申は其者身上ニ拘り高下致候」とあり、各浦人の身のほどに応じて割り方を配慮する。これをもとに翌春、福岡にて浦大庄屋と二名の庄屋が「水

福岡藩の浦方支配と浦水夫

夫拵」の計算を行うことになっていた。文政七年（一八二四）の場合、閏八月二日から同二八日まで一七日間をかけて、文政五・六年の水夫拵算用が行われている。新町浦大庄屋与次平、箱崎浦大庄屋宇左衛門、山鹿浦大庄屋勘介の三名に加え、福岡浦、脇田浦、姪浜浦、志賀嶋、山鹿浦、残嶋浦の各浦庄屋も参加した（明石文書六九「午未両歳水夫拵算用ニ付留書」（福岡県立図書館蔵）。浦大庄屋による水夫拵算用については、今後の課題としたい。

(42) 明石文書六六「長崎西泊浜手屋敷地買調庄屋詰所并水夫糧米蔵建方一件諸書附写」

(43) 明石文書六六「長崎西泊浜手屋敷地買調庄屋詰所并水夫糧米蔵建方一件諸書附写」

(44) 明石文書六二。